

損害賠償の額の決定について

次のとおり、損害賠償の額を決定する。

1 件 名

がんセンターでの治療に起因した事案に係る損害賠償の額の決定について

2 損害賠償の額

3,000 万円

3 概 要

がんセンターでの治療に起因した事案について、がんセンターに過失が認められることから、患者遺族に対して、損害を賠償する。

なお、賠償額の全額について病院賠償責任保険から補填される。